

# 「ひとのみち」教団弾圧の背景に関する考察

——国家権力と民衆宗教の関係にみる弾圧の必然性について——

三浦貴史（倫理研究所研究員）

## はじめに

天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行為アリタル者亦同シ

これは、旧刑法の第二編 罪、第一章 皇室ニ對スル罪、第 74 条、いわゆる不敬罪の条文である。戦前、非国民と罵られ、国賊と冷笑された大罪であった。昭和 12 年 4 月 5 日、倫理研究所の創設者丸山敏雄は、この不敬罪容疑で突如検挙され、約一年の獄中生活を送った。それは、後に「ひとのみち教団不敬事件」と称される事件に連座したためであった。当時、敏雄は同教団の准祖という立場にあったのである。

敏雄等教団幹部は、いわれなき不敬罪の汚名を雪ぐため、約 7 年にわたるに裁判を闘った。しかし、被告等の無実の訴えは受け入れられることなく、昭和 19 年 10 月 31 日、大審院は上告を棄却。控訴院における第一審の判決が有効とされ、敏雄には懲役 3 カ月、執行猶予 2 年の刑が言い渡された。

この昭和史に刻まれた重要事件の一つとされる「ひとのみち」教団弾圧の経過と原因について筆者は、当局側の極秘資料、倫理研究所所蔵の非公開資料等を用いて調査し、その結果を前号で発表した。そこで、課題となったのが、このような宗教弾圧及び冤罪事件を生みだした背景、すなわち当時の社会構造の問題であった。それは、戦時体制の確立といった当時の社会情勢のみならず、戦前の日本の社会構造、とりわけ国家の宗教への対し方やあり様そのものも含む。前稿では、その原因を探る上での課題として、①「国家神道」の問題、②神道による国民教化の問題、③世俗国家の成立と宗教的救済の問題の三点について調査する必要性を指摘したが、本稿では、これら三つの課題を指針として、前回より視野を広げて同教団弾圧についての考察を深めたい。

まず、「ひとのみち」教団弾圧の状況を再度確認しつつ、戦前の宗教行政のあり方、つまり、いわゆる「国家神道」体制が確立していく過程について述べ、その体制下における同教団の位置を明らかにする。次に、「ひとのみち」教団が民間の新興宗教団体であったことから、国家権力と民衆宗教の関係について指摘し、その上で、同教団が国家にとって弾圧対象とならざるを得なかった理由について、湯浅泰雄の論稿に依拠して考察する。

丸山敏雄の思想には、日本古代史及び国体に関する学術的な研究成果及び、戦前の倫理学の泰斗、西晋一郎の学説等の他、この「ひとのみち」教団という民衆宗教の痕跡を見て取ることができるが、その影響は決して小さくない。本稿では、丸山敏雄の思想研究の一つとして、「ひとのみち」教団をはじめとする当時の宗教弾圧事件の背景及び根本的原因を探り、敏雄にとっての同事件の意味を先行研究とは異なる角度からみつめてみたい。